

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業
令和6年度モニタリング結果報告書

令和7年（2025年）7月4日

大阪府・大阪市

目次

第1 府市モニタリングの実施について	2
1. 書類による確認	2
2. SPC へのヒアリング	2
3. 会議体による確認	2
4. 実地調査	3
5. IR 事業評価委員会による委員会評価等	3
第2 モニタリング結果	3
1. 総括	3
2. 設計・建設等モニタリング	3
3. 開業準備モニタリング	3
4. 財務モニタリング	4
5. 本件土地課題対策の実施状況の確認	4
第3 是正要求措置	5

第1 府市モニタリングの実施について

府及び市は、令和6年度における設置運営事業の実施状況等について、SPCによるセルフモニタリング結果を踏まえ、(1)書類による確認、(2)SPCへのヒアリング、(3)会議体による確認、(4)実地調査及び(5)IR事業評価委員会による委員会評価等により、府市モニタリングを実施した。

なお、モニタリング結果報告書において使用する用語の定義は、本書で別に定める場合を除き、モニタリング実施計画（設計・建設等）に定めるところに従う。

1. 書類による確認

SPCから提出されたモニタリング書類に基づき、「府市モニタリング（設計・建設等）確認様式」を用いて、SPCによるセルフモニタリング結果が適正であるか、また、設置運営事業が法令等、関連協定及び本事業関連書類に基づき適正かつ確実に遂行されているかを確認した。

2. SPCへのヒアリング

SPCから提出された「セルフモニタリング報告書」を基に、SPCに対して書面及び会議体によるヒアリングを実施し、当該ヒアリングの内容も踏まえて、設置運営事業が法令等、関連協定及び本事業関連書類に基づき適正かつ確実に遂行されているかを確認した。

3. 会議体による確認

事業報告会、業務報告会及び連絡会議を開催し、SPCからセルフモニタリング結果や事業実施状況の説明・報告を受け、設置運営事業の進捗状況、課題等の確認及び情報共有等を行った。

【会議体の開催状況】

開催時期	会議名	議題
令和6年7月	連絡会議	➤ 第2期第1四半期報告書の確認 ➤ 各種情報共有 等
令和6年10月	連絡会議	➤ 第2期第2四半期報告書の確認 ➤ 各種情報共有 等
令和7年1月	業務報告会 連絡会議	➤ 第2期第3四半期の事業進捗の確認 ➤ 第2期第3四半期報告書の確認 ➤ 各種情報共有 等
令和7年3月	事業報告会 業務報告会	➤ 令和6年度事業実施状況の確認 ➤ 令和7年度事業計画の確認 ➤ 各種情報共有 等
令和7年4月	連絡会議	➤ 令和6年度事業実施状況の確認 ➤ 本体工事の施工計画の確認 ➤ 各種情報共有 等
令和7年5月	業務報告会	➤ 令和6年度財務報告書に関するヒアリング ➤ 令和6年度事業実施状況等の確認 ➤ 各種情報共有 等
令和7年6月	連絡会議	➤ 令和6年度事業実施状況等の確認 ➤ 令和6年度セルフモニタリング結果の確認

		▶ 令和 6 年度事業実施状況等に対するヒアリング ▶ 各種情報共有 等
--	--	---

4. 実地調査

府市モニタリングの実施にあたり、令和 7 年 4 月に、準備工事の現地・進捗状況等を確認するための現地確認を実施した。

5. IR 事業評価委員会による委員会評価等

府は、市とともに、IR 事業評価委員会に対して、令和 6 年度のモニタリング結果及び認定区域整備計画の実施状況を報告し、別紙のとおり委員会評価等を得た。

第 2 モニタリング結果

1. 総括

令和 6 年度における設置運営事業の実施状況等について、法令等、関連協定及び本事業関連書類に基づき適正かつ確実に遂行されていることを確認した。

また、令和 6 年度の事業実施状況等について、事業継続の阻害要因その他是正要求措置が必要と認められるような事項は見当たらなかった。

2. 設計・建設等モニタリング

(1) 設計・建設等の実施体制

- ・ 専門人材を有する中核株主や国内外での豊富な実績と専門的知見を有した設計・建設会社等からの支援と、中核株主による設計・建設会社等の業務遂行の監督等により、設計・建設等業務を実施する上で必要な体制が適切に構築されている。

(2) 設計・建設等の実施状況

- ・ 令和 6 年 5 月に環境影響評価書の提出が行われ、令和 6 年 10 月に土地の引渡しを受けて準備工事に着手したほか、建築確認申請等の行政協議を進捗・完了させる等、認定区域整備計画に記載した IR 事業の工程に沿って、設計・建設等業務が進捗していることを確認した。
- ・ 各 IR 施設について、詳細設計の進捗等に伴い、一部規模・諸室配置等を見直す（政令要件の適合に影響するものではない。）こととした施設があるが、基本的には認定区域整備計画に記載した各 IR 施設の計画内容に沿って、設計等が実施されていることを確認した。

(3) 関係者との協議等の状況

- ・ 夢洲等まちづくり事業調整会議（下部に設置された夢洲関連部会及びワーキングを含む。）に参画、万博・IR 連絡調整会議を開催したほか、連絡会議、業務報告会等の定期的な協議・調整の場や緊急連絡体制を整備し、府及び市その他関係者との間で適切に連絡・調整を行いながら、各種業務が実施されている。

3. 開業準備モニタリング

(1) SPC の事業実施体制

- ・ SPC 社内の体制は、令和 6 年度においては、中核株主から派遣された代表取締役 2

名及び監査役1名の計3名の役員並びに中核株主からの出向者による体制である。SPCの代表取締役による指揮命令・意思決定の下、中核株主や協力会社からの支援等により、必要となる設計・建設等業務を実施する上で十分な実績・ノウハウ・運営能力を備えた事業実施体制が構築されている。

(2) IR整備法及び関連協定に定める手続の履践状況

- ・ IR整備法及び関連協定に定める手続が、適切に履践されていることを確認した。

(3) 反社会的勢力の排除

- ・ 反社会的勢力排除のための行動指針が作成・運用されるとともに、IR事業の各種業務に係る契約の締結等に際しては、中核株主における信用調査等が実施されたほか、大阪IR工事暴力団等排除協議会を設立し、IR工事に係る請負契約、委託契約等の相手方等について暴力団排除照会を行う等、反社会的勢力を排除するための措置が行われている。

4. 財務モニタリング

(1) SPCの資金調達状況

- ・ 令和5年度に金融機関との間での5,300億円のシニアローンの融資契約、少数株主(22社)との間での計1,270億円の株式引受契約が締結されており、令和6年度の必要な資金需要に対しては、中核株主の出資及び消費税ローンの借入実行により適切に対応がなされている。

(2) SPCの財務状況

- ・ IR施設の営業の開始前であることから、令和6年度において、SPCは73億円の当期純損失を計上しているが、必要な資金需要に対しては、中核株主の出資及び消費税ローンの借入実行により適切に対応がなされている。

(3) 初期投資の実行状況

- ・ 初期投資額約1兆2,689億円(見込み)に対して、令和7年3月末時点において、中核株主からSPCに対して、累計716.65億円の出資が行われた。

5. 本件土地課題対策の実施状況の確認

本件土地課題対策(土壌汚染対策・液状化対策・地中障害物撤去)¹について、SPCは令和5年12月に着手した液状化対策工事について継続的に実施、また令和6年8月に地中障害物撤去工事に着手しており、府及び市は、当該工事が適切に履行されているか等について継続的に確認を行った。

その結果、令和6年度末時点において、液状化対策工事及び地中障害物撤去工事が計画工程どおり進行していること、また、事業用定期借地権設定契約並びに、SPCが府及び市との間で令和5年9月29日付けで締結した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業に関する協定書」に定めるところに従い、必要な手続等が行われていることを確認した。

¹ 大阪府が令和5年度債務負担行為(788億円)を設定し実施している大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業。

第3 是正要求措置

令和6年度の事業実施状況等について、事業継続の阻害要因その他是正要求措置が必要と認められるような事項は見当たらなかった。

以上

令和7年7月3日

大阪府知事 吉村 洋文 様
大阪市長 横山 英幸 様

大阪府市 I R 事業評価委員会
委員長 池田 辰夫

令和6年度 認定区域整備計画の実施状況等に対する委員会評価等

大阪府大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業に関する条例第10条第3項及び大阪市大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業に関する条例第9条第3項に基づき報告を受けた令和6年度における大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業モニタリング結果及び大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の実施状況に対する本委員会評価等は、下記のとおりである。

記

< I R 事業者における実施状況等について >

1. 全般

- ・ 2030年秋頃の開業をめざし、先ずは、令和7年（2025年）春頃の建設工事の着手に向けて、設計・建設段階として必要となる事業実施体制を適切に構築した上、必要となる資金需要に対応しながら、I R施設の詳細設計及び準備工事等を着実に進捗させることが重要であるが、令和6年度においては、認定区域整備計画に沿って、これら取組が着実に進められたと評価できる。
- ・ 引き続き、民間の活力と創意工夫・ノウハウを最大限活かし、より魅力的なI R区域の整備を実現し、地域経済の振興など、その事業効果を最大限に高めるとともに、ギャンブル等依存症対策や治安・地域風俗環境対策等の懸念事項対策を着実に進め、円滑かつ確実な事業実施の確保と安定的・持続的な事業実施につなげられたい。

2. 事業実施体制について

- ・ 令和6年度においては、専門人材を有する中核株主や国内外での豊富な実績と専門的知見を有した設計会社等からの十分な支援体制を構築し、必要となる詳細設計・準備工事等業務が着実に実施されている。
- ・ 今後、事業の進捗に合わせて、I R事業者内の専門体制及び業務管理体制についても、計画的に構築・拡充していくことが求められる。また、M I C E誘致を担う社員等については、組織の独立性や命令の一元化を図る観点から、正社員を採用し、人材育成することに注力されたい。
- ・ I R事業者においても、I R事業が観光立国実現に向けた公共政策であることを強く認識

し、公共性の高いMICEや送客機能等について、早い段階から、充実した実施体制を構築し、各ステークホルダーとのネットワーク構築や催事誘致等を進めることで、公共政策としての意義・信頼を確保していくことが重要である。

3. 財務状況について

- ・ 令和6年度においては、中核株主による出資及び融資契約に基づく消費税ローンの実行により、本事業の実施に必要となる資金需要について適切に対応がなされ、着実に投資が進められている。
- ・ インフレに伴う資材価格高騰、人手不足や建設労働需給の逼迫等が継続しているところ、特に、大規模で難易度の高い施工が見込まれるIR建設工事では、必要となる建設技能労働者や資機材等を確保する上で建設コスト高騰の影響を受けやすい状況にあると見込まれるため、中核株主の追加出資等を含め、事業費が増嵩した場合の対応に予め備えておくこと、また、状況に応じて収支計画を適時に精査しておくことが重要である。

4. IR施設の設計・建設等について

- ・ 各IR施設の詳細内容等について、令和6年度においては、認定区域整備計画に記載したIR事業の工程等に沿って、準備工事が着実に進捗し、各IR施設の詳細設計が概ね完了する等、令和7年（2025年）春頃の建設工事着手に向けた各種取組が着実に進められている。
- ・ 次年度以降も継続する内装・設備等の設計に際しては、認定条件として付された特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見が適切に反映されたものとなるよう十分留意すること。
- ・ フェスティバルパーク・イノベーションパークについては、大阪府・市と継続して協議の上、IR開業後の再投資も含め、来訪者の利便性・回遊性の向上やウォーターフロント空間における賑わい創出の観点から、整備内容の更なる充実を図ること。

5. 懸念事項対策について

- ・ ギャンブル等依存症等対策については、引き続き、大阪府・市及び関係者と連携・協力し、大阪府・市が実施する取組内容や調査結果等に対する十分な理解の下、これらも踏まえながら、IR開業に向け適時に対策内容を具現化していくことが重要である。
- ・ IR事業の実施に当たっては、IR事業者は、IR関係法令等の遵守はもとより、カジノ免許を申請・取得していない段階においても、カジノ免許の申請・取得後に適用される規定等も踏まえ、各種契約の相手方から反社会的勢力を排除するための十分な措置等を行うことが求められる。令和6年度においては、大阪IR工事暴力団等排除協議会が設立され、IR事業者、中核株主、工事請負業者等が中心となって、大阪府・市及び大阪府警察とも連携し、反社会的勢力を排除するための取組等が実施されているが、次年度以降においても、関係者が一致団結し、反社会的勢力の排除に徹底して取り組む必要がある。また、同協議会の活動等を通じて、引き続き、反社会的勢力の介入を許さないという強い意志・姿勢を、広く社会へ積極的にアピールしていくことが重要である。

6. 是正要求措置について

- ・ 令和6年度のモニタリング結果及び事業実施状況について、是正要求措置が必要と認められるような事項は、特に見受けられなかった。

<大阪府・市における取組について>

- ・ ギャンブル等依存症対策については、第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、重点施策ごとに個別の数値目標を定め、オンラインカジノの違法性等の周知も含めた若年者への予防啓発や相談支援の充実、治療体制の強化などに重点的に取り組んでいるほか、(仮称)大阪依存症センターの機能については、令和6年度、センターが担う4つの機能のうち「相談から回復までのワンストップ支援」と「普及啓発・情報発信」の機能について、検討会議での議論を踏まえ、とりまとめを行った等、着実に取組が進められている。
- ・ 引き続き、残された「調査分析」や「人材養成」の2つの機能について検討を進め、次期計画に具体的に位置づけるとともに、IR開業までに開設できるよう着実に準備を進められたい。
- ・ 認定区域整備計画で目標としているギャンブル等依存が疑われる者等の割合の低減については、今後も継続的に調査を実施し、中長期的な視点で推移を注視するとともに、最近の違法なオンラインカジノの規制強化を定めた改正ギャンブル等依存症対策基本法の成立等、社会情勢も踏まえ、慎重な検討を進められたい。
- ・ IR事業者でのギャンブル等依存症対策については、大阪府・市が実施する取組内容に対する十分な理解が図られた上で、認定区域整備計画に沿った取組が具体化されているか等を大阪府・市において把握・確認し、IR事業者と協議・調整しながら取組内容を確定していくことが重要である。

以上